

1 出訴期間の必要性

出訴期間は、単に行政救済の問題だけではなく行政の作用のあり方、行政の仕組みと密接に関連している。廃止すると、個々の行政行為が円滑、効率的に遂行できるか、コスト的にもそれで遂行できるかという検証が必要。

出訴期間について、どういう形で不満が出ているかは、行政苦情処理や行政相談の問題であり、わからない。

出訴期間の長さを考えてどういう問題が行政の側に生じるか。行政にとっての支障は、結局国民にとっての不利益になる。

出訴期間は原則としていない。必要があれば、個別法で置くべきだ。

出訴期間付きの訴訟でなければいけないという証明ができないものは、そのような特権を与える必要はない。申請をして拒否処分を受けた場合には、出訴期間付きの訴訟である必要はなく、特別に短い出訴期間を定める必要もない。

出訴期間を一般法の形で書ききるか、それとも一般法にはそういうものがあることを前提として、個別法で整理をしていくか。立法者は国会だけではなく、市町村、都道府県、条例制定権を持っている組合があることを前提に考えなければいけない。

行訴法で出訴期間のガイドラインを定立し、その出訴期間の採用を個別法に委ねるのがいい。

行政訴訟の対象を広くし、出訴期間は、本当に必要な部分だけに限るべき。

行政関係の早期確定の必要性があるが、行政処分全部について早期確定の必要はあるか。特に必要があるものに置くべきだ。出訴期間は、必要なものについて、期間を検討すればよい。

取消訴訟に出訴期間が何のために置かれているかの意味に即した出訴期間対象処分の限定があるべき。行政関係の早期安定といっても、訴訟資料や事実関係の確認のためであれば、3箇月の出訴期間は必然ではない。

早期確定の必要性がある第三者の権利関係に影響するもののみ出訴期間を設ければよい。取消訴訟に出訴期間が自動的に付随するより、早期確定の必然性があるものはどの訴訟類型を選んでも出訴期間は被る整理がすっきりする。

出訴期間は第三者に影響するものに限るのが原理原則として重要。個別法と行訴法のどちらに規定するかについては、行訴法に一般則として書いておくことが必要だ。第三者の権利義務関係に変動を及ぼすかどうかを個別の行政法規を所管する省庁から説明をしてもらい、必然性のあるものについては出訴期間をつけてもいい、という原則例外の関係で立案を行うのが妥当だ。

出訴期間について、第三者への影響があるかどうかで区別する手法には、立法段階で分類できるか疑問があり、一般法の中で、出訴期間がある処分、ない処分を分けるのは難しい。

2 出訴期間の長さ

出訴期間は、長くする方向で行政庁にどういう問題が出てくるか聞いたらいい。行政が効率的に運営されるのか、という点を含めて検討すべき。ただ、「知ったとき」という規定を入れるのであれば、公告があった場合は裁判例でも判

断が分かれているので規定を明確にした方がいい。教示の有無で分けるのであれば、書面でこういうものは教示しなければいけない、など、一律になるよう、不公平が生じない方向でやった方がいい。

3 箇月の出訴期間はこれでいい。出訴期間は、訴訟が起きるかどうかだけでなく、行政の進め方自体にも影響が出る。

ゾーニングや公共事業計画などでは、時効で問題进行处理するのは難しく、期限は切っておく必要がある。3 ヶ月ではなく、1 年か少し長めの出訴期間の規定を置く方がいい。

出訴期間は、意見募集の結果 6 箇月に延ばしてほしいという意見が強く、尊重すべき。

3 箇月という出訴期間は、弁護士を探すのも大変。処分自体が不明確であることを考えると、長くしていい。審査にさらされる可能性を高めることになるので 1 年ぐらいはいい。

本人が決断するには、3 箇月という出訴期間は短い。

出訴期間については、被告適格者を調べる時間が必要だというのは、被告を行政主体にすれば解消する。弁護士が見つからないという事情は、司法制度改革で弁護士が増やされれば解消する。出訴期間を延ばすのは、迅速な裁判、早期の行政の法律関係の確定という要請に反する。